

第 4 章

資料編

1 計画策定の経過

年月日	策定委員会	審議内容等
平成 23 年 5 月 19 日	第 1 回推進プラン策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進プラン推進協議会副会長（生活文化スポーツ部次長）あいさつ 2 委員紹介 3 策定スケジュールについて 4 学習会 1 「男女共同参画社会形成の実効促進と市行政」 講師：内藤 和美氏（群馬パース大学教授）
平成 23 年 5 月 26 日	第 2 回推進プラン策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 策定委員会スケジュールについて 2 職員アンケート・現行の事業評価について 3 学習会 2 「男女共同参画計画の策定と進行管理」 講師：内藤 和美氏（群馬パース大学教授）
平成 23 年 6 月 22 日	第 3 回推進プラン策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員アンケート調査について 2 男女共同参画推進プラン（第 3 次）の事業評価について
平成 23 年 7 月 21 日	第 4 回推進プラン策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 現行計画の具体的事業の評価
平成 23 年 8 月 24 日	第 5 回推進プラン策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 現行計画の具体的事業の評価
平成 23 年 9 月 21 日	第 6 回推進プラン策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員アンケートの速報値について 2 推進プランについて
平成 23 年 11 月 10 日	第 7 回推進プラン策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進プラン原案について
平成 23 年 11 月 24 日	第 8 回推進プラン策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 今後の策定スケジュールについて 2 推進プラン原案について
平成 23 年 12 月 1 日	第 9 回推進プラン策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進プラン素案について
平成 23 年 12 月 8 日	第 10 回推進プラン策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進プラン素案について
平成 23 年 12 月 14 日	第 11 回推進プラン策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進プラン素案について
平成 24 年 2 月 22 日	第 12 回推進プラン策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 パブリック・コメントの実施結果について

2 調布市男女共同参画推進プラン策定委員会委員名簿

委員名		所属
委員長	今井 早苗	福祉健康部健康推進課健康推進係主査
副委員長	鈴木 秀明	生活文化スポーツ部男女共同参画推進課男女共同参画推進係長
委員	伊東 良之	行政経営部政策企画課政策企画係主査
委員	鈴木 克久	行政経営部行財政改革課行財政改革係主任
委員	相良 典孝	総務部人事課人事研修係長
委員	堀 泰介	総務部総合防災安全課防災係長
委員	鎮目 俊幸	市民部市民相談課市民相談係主査
委員	廣瀬 郷	生活文化スポーツ部協働推進課参加協働推進係長
委員	御前 憲昭	生活文化スポーツ部産業振興課経済産業係長
委員	森本 明子	子ども生活部子育て支援課家庭福祉係長
委員	榊 美佐	子ども生活部保育課企画係長
委員	武田 敏彦	子ども生活部児童青少年課児童少年係主事
委員	神部 絵里香	福祉健康部福祉総務課地域福祉係主事
委員	三塚 靖司 (H23.9 まで)	福祉健康部生活福祉課生活福祉係主任
委員	原嶋 恵美	福祉健康部高齢者支援室在宅サービス係主事
委員	鮎川 ゆう子	福祉健康部高齢者支援室介護認定係主事
委員	南 礼子	福祉健康部障害福祉課相談係主任
委員	東條 祐美	教育部学務課学務係主任
委員	花岡 大 (H23.9 まで)	教育部指導室指導係長
	風間 雄二郎 (H23.10 から)	
委員	福澤 明	教育部社会教育課社会教育係長
委員	井上 恵	教育部図書館ハンディキャップサービス係主任

* 推進プラン策定委員会は、調布市男女共同参画推進プラン推進協議会要綱に基づき設置された専門委員会です。

3 調布市男女共同参画推進プラン推進協議会要綱

平成9年4月28日
要綱第30号

改正	平成10年3月30日要綱第17号	平成10年5月29日要綱第45号
	平成11年5月27日要綱第38号	平成12年4月25日要綱第69号
	平成13年7月17日要綱第87号	平成15年3月31日要綱第36号
	平成18年3月31日要綱第37号	平成19年3月30日要綱第38号
	平成19年3月30日要綱第72号	平成20年3月25日要綱第20号
	平成21年3月24日要綱第23号	平成23年3月28日要綱第33号

第1 設置

調布市における男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図るため、調布市男女共同参画推進プラン推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2 所掌事項

協議会は、次の各号に掲げる事項について検討協議する。

- (1) 男女共同参画の総合調整に関する事。
- (2) 男女共同参画推進プランの推進に関する事。
- (3) 配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画の推進に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に対し市長が必要と認める事項

第3 構成

協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、生活文化スポーツ部長をもって充てる。
- 3 副会長は、生活文化スポーツ部次長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、当該職員にある者が、次長相当職を兼務している場合においては、課長補佐相当職にある者をもって充てる。
 - (1) 行政経営部政策企画課長
 - (2) 行政経営部広報課長
 - (3) 総務部総務課長
 - (4) 総務部人事課長
 - (5) 生活文化スポーツ部産業振興課長
 - (6) 子ども生活部子育て支援課長
 - (7) 子ども生活部保育課長
 - (8) 子ども生活部児童青少年課長
 - (9) 福祉健康部福祉総務課長
 - (10) 福祉健康部高齢者支援室長
 - (11) 福祉健康部障害福祉課長
 - (12) 福祉健康部健康推進課長

(13) 教育部教育総務課長

(14) 教育部指導室長

(15) 教育部社会教育課長

(16) 東部公民館長

5 前項に掲げる委員において、その構成が男女ほぼ同数にならない場合は、これを満たすのに必要な数の男性の委員に換えて当該委員が属する課、室または館に所属する係長相当職以上の女性の職員を充てるものとする。

第4 任期

委員の任期は、市長が任命した日から第1の目的を達成した日までとする。

第5 職務

会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員は、会長の命を受け、第2各号に掲げる所掌事項について検討協議する。

第6 招集

協議会は、必要に応じ会長が招集する。

第7 専門委員会

協議会に、専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、会長から付託された事項について調査検討し、協議会に報告する。

3 委員会は、会長の指名する委員をもって構成する。

4 委員会に委員長を置く。

5 委員長は、委員のうちから会長が指名する。

6 委員会は、委員長が招集する。

第8 報告

会長は、必要に応じて、所掌事項についての進捗状況を市長に報告し、指示を受けるものとする。

第9 関係者の出席

会長または委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、協議会または委員会に関係する者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

第10 庶務

協議会の庶務は、生活文化スポーツ部男女共同参画推進課において処理する。

第11 雑則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

2 調布市婦人行動計画推進協議会設置要綱（昭和63年調布市要綱第41号）は、廃止する。

附 則（平成10年3月30日要綱第17号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年5月29日要綱第45号）

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則（平成 11 年 5 月 27 日要綱第 38 号）

この要綱は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 25 日要綱第 69 号）

この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 7 月 17 日要綱第 87 号）

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日要綱第 36 号）

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日要綱第 37 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日要綱第 38 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日要綱第 72 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日要綱第 20 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 24 日要綱第 23 号）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日要綱第 33 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

4 調布市男女共同参画に関する市民意識調査の概要

1. 調査の目的

本市では、男性も女性もあらゆる人が、その個性を生かしていきいきと暮らせる「男女共同参画社会」の実現を目指して、さまざまな取組を進めており、この取組をさらに充実させる基礎資料にするために、「男女共同参画に関する意識調査」を実施した。

2. 調査の内容

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 家事・子育て・介護 | (5) 人権 |
| (2) 仕事 | (6) セクシュアル・ハラスメント |
| (3) ワーク・ライフ・バランス | (7) ドメスティック・バイオレンス |
| (4) 学校教育 | (8) 男女共同参画 |

3. 調査の設計

- (1) 調査地域：調布市全域
- (2) 調査対象：調布市在住の20歳以上の男女
(調布市内企業7社へのヒアリング調査実施)
- (3) 標本数：2,500サンプル
- (4) 抽出方法：層化無作為抽出法
- (5) 調査方法：郵送配布一郵送回収（督促はがき1回）
- (6) 調査期間：平成22年7月30日（金）～8月16日（月）

4. 回収結果

標本数	有効回収数	有効回収率
2,500	1,080	43.2%

5 調布市男女共同参画に関する職員意識調査の概要

1. 調査の目的

本市では、男性も女性もあらゆる人が、その個性を生かしていきいきと暮らせる「男女共同参画社会」の実現を目指して、さまざまな取組を進めており、この取組をさらに充実させる基礎資料にするために、「男女共同参画に関する職員意識調査」を実施した。

2. 調査の内容

- (1) 家事・子育て・介護
- (2) 仕事
- (3) ワーク・ライフ・バランス
- (4) セクハラ・パワハラ
- (5) 男女共同参画

3. 調査の設計

- (1) 調査対象：調布市職員
- (2) 標本数：1,356サンプル
- (3) 調査方法：直接配付ー直接回収または郵送回収
- (4) 調査期間：平成23年8月3日（水）～8月16日（月）

4. 回収結果

標本数	有効回収数	有効回収率
1,356	1,024	75.5%

6 男女共同参画社会基本法（抄）（平成 11 年法律第 78 号）

公布 平成 11 年 6 月 23 日

施行 平成 11 年 6 月 23 日

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女

共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決

定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男

女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 東京都男女平等参画基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条－第七条）

第二章 基本的施策（第八条－第十一条）

第三章 男女平等参画の促進（第十二条・第十三条）

第四章 性別による権利侵害の禁止（第十四条）

第五章 東京都男女平等参画審議会（第十五条－第十九条）

附則

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第三条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

- 一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

(都の責務)

第四条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

(都民の責務)

第五条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

- 2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。

- 2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(都民等の申出)

第七条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

第二章 基本的施策

(行動計画)

第八条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。
- 3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(情報の収集及び分析)

第九条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

(普及広報)

第十条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(年次報告)

第十一条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

第三章 男女平等参画の促進

(決定過程への参画の促進に向けた支援)

第十二条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の促進)

第十三条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。

2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。

4 知事は、第二項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

第四章 性別による権利侵害の禁止

第十四条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

第五章 東京都男女平等参画審議会

(設置)

第十五条 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第十六条 審議会は、知事が任命する委員二十五人以内をもって組織する。

2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない。

(専門委員)

第十七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

(委員の任期)

第十八条 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

(運営事項の委任)

第十九条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

8 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(女子差別撤廃条約)

採択	1979年	12月	18日
	(国際連合第34回総会)		
効力発生	1981年	9月	3日
批准	1985年	6月	25日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件下で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適切なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適切な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適切な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適切な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸及び通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文言（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。（中略）委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。

（後略）

（第2項～第9項略）

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

（第19条，第20条略）

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。

（後略）

- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

（22条略）

（第6部略）

9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号

最終改正：平成 19 年 7 月 11 日 法律第 113 号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病に

かかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合に

あつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の

付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつ

き疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村，社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は，第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
- （国の負担及び補助）
- 第二十八条 国は，政令の定めるところにより，都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち，同項第一号及び第二号に掲げるものについては，その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は，予算の範囲内において，次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち，同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は，一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は，十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は，公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし，第二章，第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。），第七条，第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。），第二十七条及び第二十八条の規定は，平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し，又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については，これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは，「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については，この法律の施行後三年を目途として，この法律の施行状況等を勘案し，検討が加えられ，その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は，公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関

する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

10 男女共同参画に向けた施策の国内外の動き

年	世界	日本	東京都	調布市
1965年 (昭和40年)	・ILO総会「家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告」採択(6月)	・家庭責任をもつ女性の雇用に関する勧告(ILO123号)(5月)		・調布市婦人会館(神代出張所2階)開館(5月) 〔民生部厚生課婦人青少年係〕
1966年 (昭和41年)		・国際人権規約 経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約(社会権規約), 市民的・政治的権利に関する国際規約(自由権規約)採択(12月)		
1967年 (昭和42年)	・第22回国連総会「婦人に対する差別撤廃宣言」採択(11月)	・男女賃金の格差を是正するILO100号条約批准(4月) ・婦人に対する差別撤廃宣言(11月)		・婦人青少年係から独立し民生部厚生課婦人福祉係となる(4月)
1968年 (昭和43年)				・機構改革により, 民生部児童婦人課婦人福祉係となる(10月)
1971年 (昭和46年)				・機構改革により, 社会福祉部児童婦人課婦人福祉係となる(11月)
1972年 (昭和47年)	・国連総会, 1975年を「国際婦人年」に決定(11月)	・第27回国連総会で1975年を国際婦人年とすることを宣言(12月)		・婦人会館本館開館(市民センター2階)既にあった婦人会館をつつじヶ丘分館とする(4月)
1974年 (昭和49年)			・「独身中高年婦人の意識と実態調査」発表(8月)	
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年「国際婦人年世界会議」開催(6月) (世界行動計画採択)	・「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設, 社会福祉施設等の看護婦, 保母等の育児休業に関する法律」公布(昭和51年4月1日施行)女子教育職員・看護婦・保母等を対象(7月) ・総理府に「婦人問題企画推進本部」, 「婦人問題企画推進会議」, 「婦人問題担当室」設置(9月)		・婦人問題に関する講演会を取り上げ意識の高揚を図る(6月)
1976年 (昭和51年)	・「国際婦人の10年」始まる(～1985年)	・民法一部改正(離婚後の氏の選択自由化)	・都民生活局婦人計画課設置(8月)	
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定(1月) ・「国内行動計画前期重点目標」発表(10月)		・母子家庭白書発行(調布市社会福祉協議会) (調布市民生委員協議会)(3月)
1978年 (昭和53年)		・国内行動計画第1回報告書発表(1月)	・東京都婦人問題会議より「東京都行動計画策定に当たっての基本的な考え方と施策の方向について」答申(5月) ・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定(11月)	

第1章

計画策定にあたって

第2章

計画の基本的な考え方

第3章

施策の展開

第4章

資料編

年	世界	日本	東京都	調布市
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニューデリーにおいて「『国連婦人の10年世界会議』E S C A P地域政府間準備会議」開催(11月) ・第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択(12月) 			
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ・コペンハーゲンにおいて「国連婦人の10年中間年世界会議」開催(7月)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・初の女性大使誕生 ・民法一部改正(配偶者法定相続分に関して)(5月) ・「女子差別撤廃条約」署名(7月) 		
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」発効(9月) ・ILO総会「ILO第156号条約」(男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内行動計画後期重点目標発表(5月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革による社会福祉部婦人課となる(5月) ・「婦人課の発足とその将来的展望について」発行(9月)
1982年 (昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> ・東京都婦人問題協議会「『国連婦人の10年』後半期における東京都婦人関係施策のあり方について」答申(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人と地域社会—明日をきざく役割と責任—」発行(9月) ・「婦人問題を考える—『国連婦人の十年』の歩み—」発行(10月)
1983年 (昭和58年)			<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題解決のための新東京都行動計画「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「調布市婦人意識調査報告書」発行(3月)
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京において「『国連婦人の10年世界会議』E S C A P地域政府間準備会議」開催(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布(*85.1.1施行子の国籍に関する父母両系主義の採用) 		<ul style="list-style-type: none"> ・調布市婦人関係行政プロジェクトチーム発足(~昭60.3.31まで)延べ12回開催(5月) ・「調布市婦人関係行政の基本的考え方と施策の方向について(第1次報告書)」発行(11月)
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の10年最終年世界会議」開催(「ナイロビ将来戦略」を採択)(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国民年金法等の一部を修正する法律」公布(5月) ・「男女雇用機会均等法」公布(6月) ・「女子差別撤廃条約」批准(6月) ・同条約発効(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都婦人問題協議会「男女平等の社会的風土づくり」報告(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市婦人問題懇話会発足(~昭62.3まで)延べ17回開催(7月)
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進有識者会議」設置(1月) ・「男女雇用機会均等法」施行(4月) 		

年	世界	日本	東京都	調布市
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「新国内行動計画」策定し男女共同参加型社会形成を目指す(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都婦人問題協議会「21世紀へ向けての新たな展開」報告(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の自立と男女共同社会の建設をめざしてー調布市婦人問題懇話会中間報告書ー」発行(1月) ・「婦人の自立と男女共同社会の建設をめざしてー調布市婦人問題懇話会最終報告書ー」発行(3月) ・「ちょうふ女性の現状と施策(昭和61年度調布市婦人問題調査研究報告書)」発行(3月) ・調布市婦人行動計画策定協議会発足(6月) 教育部会・社会福祉部会・労働部会・健康部会・社会参加部会・助言者会議
1988年 (昭和63年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「農山漁村婦人の日」設定(2月) ・「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」策定(12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「調布市婦人問題意識調査報告書」発行(3月) ・婦人の自立と男女共同社会の建設を目指して「調布市婦人行動計画」策定(3月) ・調布市婦人行動計画推進協議会発足(11月)
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「新学習指導要領」告示(2月) ・「法例」改正(婚姻, 親子関係等における男性優先規定の改正) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都婦人問題協議会「21世紀へ向けて男女平等の実現をめざして」報告(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「女性のつどい」開催(1月) ・元年の成人式を迎えた方を対象に婦人問題にかかわる日常生活の意識調査を実施(1月) ・機構改革により社会福祉部婦人課から, 生活文化部婦人課となる(4月) ・つつじヶ丘分館の所管を児童会館へ移す(4月) ・「婦人問題に関する職員意識調査」を実施(7月) ・「婦人問題に関する職員の意識調査報告書」発行(12月)

年	世界	日本	東京都	調布市
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略勧告」採択（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」公布（6月） 「老人福祉法等の一部を改正する法律」公布（6月）在宅サービスを法的に位置付ける（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都女性問題協議会「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画について」報告（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> 「調布市婦人行動計画のとりくみ」発行（1月） 昭和63年度・平成元年度の関係部課の具体的事業の取組の明確化（1月） 調布市婦人問題広報紙「あたらしい風」創刊号発行（3月） 調布市婦人行動計画専門委員会「調布市婦人行動計画専門委員会報告書～女性の自立と男女共同社会の建設をめざして～」提出（5月） 女性リーダー養成研修派遣（国立婦人教育会館）（11月） 「ちょうふ女と男の輝きタイム」を市民の実行委員会形式で企画・運営により開催（12月）
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「新国内行動計画」の第一次改定（5月） 「育児休業法」公布（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> 女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定（3月） 東京都男女平等推進基金設置（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> 生活文化部婦人課から生活文化部女性課に名称変更（4月） 女性海外派遣（1.デンマーク, 2.ドイツ, 3.タイ）（10月）
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」施行（4月） 「農山漁村女性に関する中長期ビジョン」策定（6月） 初の婦人問題担当大臣設置（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> 財団法人東京女性財団設立（7月） 	
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」で女性の平等の地位と女性の人権について採択 国連総会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 中学校での家庭科の男女必修完全実施（4月） 「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」婦人問題企画推進本部決定（5月） 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）公布（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都女性問題協議会「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」報告（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> 調布市新女性プラン策定懇話会発足（12月）

年	世界	日本	東京都	調布市
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「『開発と女性』に関する第2回アジア・太平洋大臣会議」開催 ・国際人口・開発会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校での家庭科の男女必修実施（4月） ・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置（6月） ・総理府に「男女共同参画推進本部」設置（7月） ・E S C A P 地域準備会議（ジャカルタ）「ジャカルタ宣言」（地域行動計画を含む）採択 ・「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）策定（12月） ・「新ゴールドプラン」策定（12月） ・当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5か年事業）を策定（12月） 		
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第4回世界女性会議」を北京で開催（9月） ・「行動綱領（北京宣言）」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」改正「育児・介護休業法」成立（6月） ・ILO156号条約批准（6月） ・「農業者年金法の一部を改正する法律」公布（6月） ・農業経営に携わる配偶者の年金加入権 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京ウィメンズプラザ開館（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市新女性プラン策定懇話会「男女の自立と尊厳をめざしてー男女平等と共同参画の実現をー新女性プラン策定懇話会提言」発行（3月） ・男女平等推進プラン策定協議会発足（6月）
1996年 (平成8年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第15回女子差別撤廃委員会」ニューヨークで開催（1月～2月） ・ジュネーブにおいて「第83回ILO総会」を開催、家内労働に関する条約及び勧告を採択（6月） ・ソウルにおいてE S C A P 主催「北京行動綱領実施のための女性の地位向上のためのナショナルマシーナリー強化に関する地域会議」を開催（9月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・法制審議会「民法改正案要綱」答申（2月） ・選択的夫婦別氏制、離婚破綻主義採用、非嫡出子均等相続 ・男女共同参画推進本部は、平成7年度末において国の審議会等における女性委員の登用目標15%を達成（15.5%）したことを踏まえ、新たな数値目標を本部決定（5月） ・「優生保護法の一部を改正する法律」成立（6月公布9月施行） ・男女共同参画審議会が、「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」を内閣総理大臣に答申（7月） ・男女共同参画推進本部は、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年（平成12年度）までの国内行動計画ー」を決定（12月） 		<ul style="list-style-type: none"> ・男性職員に子育て時間を認める条例施行（1月）

第1章

計画策定にあたって

第2章

計画の基本的な考え方

第3章

施策の展開

第4章

資料

編

年	世界	日本	東京都	調布市
1997年 (平成9年)	<ul style="list-style-type: none"> 「第16回女子差別撤廃委員会」ニューヨークにおいて開催(1月) 「第41回婦人の地位委員会」をニューヨークにおいて開催(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人少年問題審議会等関係審議会は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案要綱」について、労働大臣に対し答申(1月) 労働省は「女性労働者の能力発揮促進に関する研究会」の検討結果である「女性労働者の能力発揮促進のための企業の自主的取組みのガイドライン」を公表(3月) 「男女共同参画審議会設置法」公布(3月) 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律」公布(6月) 募集採用等における性差別禁止、セクハラ防止の配慮義務等を規定 「男女共同参画2000年プランに関する第一回報告書」発表(7月) 「介護保険法」公布(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都女性問題協議会「男女が平等に参画するまち東京」報告(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「調布市男女共同参画推進プラン」策定(3月) 調布市男女共同参画推進プラン推進協議会設置(5月)
1998年 (平成10年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃委員会」ニューヨークにおいて開催(第18・19回) フィリピンにおいてAPEC女性問題担当大臣会合開催(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「特定非営利活動促進法」公布(3月) 「男女共同参画2000年プランに関する第2回報告書」発表(7月) 男女共同参画審議会答申(11月) 中央省庁党改革推進本部において、内閣府に男女共同参画を担当する局を設置することが承認される(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画に関する職員意識調査報告書」発行(6月)
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> 「第20回女子差別撤廃委員会」ニューヨークにおいて開催(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法案」国会提出(2月) 同法成立・施行(6月) 「改正男女雇用機会均等法」施行(4月) 「育児・介護休業法」施行(4月) 		

年	世界	日本	東京都	調布市
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」ニューヨークにおいて開催（6月）「政治宣言」及び「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に基づく「介護保険制度」開始（4月） ・「児童虐待の防止等に関する法律」成立（5月），施行（11月） ・「ストーカー規制法」成立（5月），施行（11月） ・男女共同参画審議会より「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申（7月） ・男女共同参画審議会より「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申（9月），男女共同参画社会の確立を21世紀の最重要課題と位置付ける ・答申に基づき男女共同参画室が「男女共同参画基本計画」を策定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都男女平等参画基本条例」成立（3月）4月より施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する調布市民意識・実態調査報告書」発行（12月）
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布（4月）施行（10月） ・男女共同参画会議専門調査会より「仕事と子育ての両立支援策について」報告（6月） ・「改正育児・介護休業法」成立（12月） ・児童福祉法一部改正（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都男女平等参画審議会「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的考え方」中間のまとめ（1月）答申（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により，生活文化部女性課から市民参加推進室男女共同参画推進係となる（4月） ・調布市男女共同参画推進プラン検討委員会の設置（6月）
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正育児・介護休業法」施行（4月）看護休暇制度導入の努力義務，短時間勤務，フレックスタイム制度の対象拡大など 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等参画のための東京都行動計画ーチャンス&サポート東京プラン2002」策定（1月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「調布市男女共同参画推進プランへの提言」提出（3月） ・調布市男女共同参画推進プラン策定委員会の設置（7月）
2003年 (平成15年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「調布市男女共同参画プラン（改定版）」策定（3月） ・「男女共同参画に関する職員意識調査報告書」発行（3月）
2004年 (平成16年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい調布市男女共同参画推進センターづくりの具体的提言について」の提出（2月） ・「調布市男女共同参画の推進に関する検討会」の設置（2月）
2005年 (平成17年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第2次）」成立（12月） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「調布市市民プラザあくろす」のオープン（2月） ・「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施（8月）
2006年 (平成18年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「調布市男女共同参画推進プラン及び条例づくりへ向けての提言」の提出（3月）

年	世界	日本	東京都	調布市
2007年 (平成19年)			・「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定「チャンス&サポート東京プラン 2007」(3月)	・「調布市男女共同参画推進プラン(第3次)」策定(3月)
2008年 (平成20年)		・「次世代育成支援対策推進法」改正		
2009年 (平成21年)		・育児・介護休業法一部改正	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・「調布市男女共同参画の推進に関する検討会」の設置(11月)
2010年 (平成22年)	・国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」世界閣僚級会合)	・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定		・「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施(8月) ・調布市配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画」の策定(8月)
2011年 (平成23年)				・「調布市男女共同参画推進プランへ向けての提言」の提出(3月) ・「男女共同参画に関する市職員意識調査」の実施(8月)
2012年 (平成24年)				・「調布市男女共同参画推進プラン(第4次)」策定(3月)

11 調布市男女共同参画推進プランへ向けての提言

(1) 調布市男女共同参画の推進に関する検討会経過

開催月日		会議要旨
平成21年度	第1回	平成21年11月17日 ・委員委嘱, 会長選出 ・学習会1「男女共同参画の基本的な考え方Ⅰ」講師: 田中かず子氏
	第2回	平成21年12月19日 ・学習会2「男女共同参画の基本的な考え方Ⅱ①男女共同参画社会をつくるー課題認識形成の一助として」講師: 内藤和美氏
	第3回	平成22年1月28日 ・学習会3「男女共同参画の基本的な考え方Ⅱ②男女共同参画社会形成のための計画について」講師: 内藤和美氏 ・調布市の男女共同参画施策について
	第4回	平成22年2月18日 ・調布市男女共同参画に関する意識調査について
	第5回	平成22年3月18日 ・調布市男女共同参画に関する意識調査について ・前検討会からの提言と現行プランについて
平成22年度	第6回	平成22年4月23日 ・学習会4「DVを理解するために」講師: 露木筆子氏 ・男女共同参画に関する条例について
	第7回	平成22年5月20日 ・調布市男女共同参画に関する意識調査について (市民意識調査, 事業所意識調査内容の検討)
	第8回	平成22年6月11日 ・調布市男女共同参画に関する意識調査について (市民意識調査, 事業所意識調査内容の検討)
	第9回	平成22年7月7日 ・調布市男女共同参画に関する意識調査について (市民意識調査, 事業所意識調査内容の決定)
	第10回	平成22年9月16日 ・市民意識調査結果(速報版)報告(コンサルタント) ・男女共同参画の推進の検討
	第11回	平成22年10月21日 ・事業所意識調査結果報告(コンサルタント) ・市民意識調査結果分析
	第12回	平成22年11月25日 ・市民意識調査報告(コンサルタント) ・次期プランの体系図について
	第13回	平成22年12月16日 ・次期プランの体系図について
	第14回	平成23年1月20日 ・次期プランの体系図について
	第15回	平成23年2月17日 ・次期プランの体系図の最終調整 ・提言書の検討

(2) 調布市男女共同参画の推進に関する検討会委員名簿

分野・人数	委員氏名(敬称略)
学識経験者	◎田中 かず子 (大学教授)
	○露木 肇子 (弁護士)
	小倉 要 (二葉学園副園長)
	横山 泰治 (NPO法人ちょうふどっとこむ)
商工業団体関係者	安立 千鶴子
	山口 英子
労働団体関係者	豊田 一夫
推進センター運営委員会	○覚張 真宏 (中学校校長) H22. 3. 31 まで
	小林 博 (中学校校長) H22. 4. 1 から
公募市民	伊藤 雅義
	小林 悟子 H22. 9. 30 まで
市職員 1 人	小林 一三 (行政経営部長) H22. 8. 31 まで
	伊藤 栄敏 (行政経営部長) H22. 9. 1 から

※ ◎ (会長) ○ (副会長)

(3) 調布市男女共同参画の推進に関する検討会要綱

平成 16 年 11 月 19 日

要綱第 76 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日要綱第 38 号

平成 20 年 3 月 25 日要綱第 20 号

平成 21 年 9 月 30 日要綱第 139 号

第 1 設置

調布市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、調布市男女共同参画の推進に関する検討会（以下「検討会」という。）を置く。

第 2 所掌事項

検討会は、第 1 の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 調布市男女共同参画推進プランの総括及び新たなプランの策定に向けた提言に関する事項
- (2) 調布市男女共同参画推進条例（仮称）に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第 3 構成

検討会は、市長が依頼し、または任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）11 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4 人以内
- (2) 商工業団体関係者 2 人以内
- (3) 労働団体関係者 1 人
- (4) 調布市男女共同参画推進センター運営委員会委員 1 人
- (5) 市民 2 人以内
- (6) 市職員 1 人

2 市長は、前項第 5 号に掲げる委員については、公募を行い、その応募者の中から選考することができる。

第 4 任期

委員の任期は、市長が依頼し、または任命した日から第 1 の目的を達成した日までとする。

第 5 会長及び副会長

検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 6 招集

検討会は、会長が招集する。

第 7 意見の聴取

会長は、検討会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させ、その意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

第 8 庶務

検討会の庶務は、生活文化スポーツ部男女共同参画推進課において処理する。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

(調布市男女共同参画推進プラン検討委員会設置要綱の廃止)

2 調布市男女共同参画推進プラン検討委員会設置要綱（平成13年調布市要綱第23号）は廃止する。

附 則（平成19年3月30日要綱第38号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日要綱第20号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日要綱第139号）

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

第1章

計画策定にあたって

第2章

計画の基本的な考え方

第3章

施策の展開

第4章

資

料

編

12 用語解説

あ行

女性のエンパワーメント

女性が自己決定能力を養い、社会のあらゆる分野で意思決定過程に参画するための力をつけることをいいます。また女性たちが手を携えて、連帯して力をつけていくという意味合いもあります。

さ行

セクシュアル・ハラスメント

職場・学校・地域活動（自治会、町内会、PTAなど）の場で、性的な発言や行為によって不利益を受けたり、不快な思いをすることをいいます。

た行

ダイバーシティ

多様な属性（性別・年齢など）・価値・発想を取り入れ、組織や社会の力を高めていこうとすることです。

デートDV

若年層の男女間における暴力（交際相手からの暴力）をいいます。

ドメスティック・バイオレンス

「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが一般的です。

は行

配偶者からの暴力（配偶者暴力）

配偶者や配偶者であった者からの身体的・精神的暴力のことをいいます。「調布市配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画」と同様に定義します。

なお、ドメスティック・バイオレンス（DV）は「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが一般的です。

ポジティブアクション

女性の進出が少ない分野で一時的に女性優先枠を設けるなどして男女の実質的な均等を確保するしくみづくりを行うことをいいます。一般的には、積極的格差是正措置などと訳しますが、この推進プランでは、女性の活躍と定義します。

ら行

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）

女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のことをいいます。

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりが、子育てや介護、自己啓発、地域活動といった仕事以外の生活と仕事を自分が望むバランスで実現できるようにすることをいいます。